

(6) 平成 25 年度予算案における障害者就業・生活支援センター事業費

障害者就業・生活支援センターについては、全障害保健福祉圏域に設置すべく整備を進めている。平成 25 年度においても、設置数を拡充（5 か所）し、全国 332 か所で実施することとしている。

全障害保健福祉圏域に設置していない都道府県においては、労働部局及び各都道府県労働局と連携を図り、着実な整備を進めることにより、障害者の一般就労後の定着支援等の充実とともに、地域の就労支援体制の拠点となるよう、積極的な取組に努められたい。

なお、平成 25 年度においては、必置職員を配置するための経費以外の経費については、体制強化事業として地域生活支援事業において対応することとされたところである。

これは、就労支援や定着支援に実績を上げてきている障害者就業・生活支援センターによる支援の重要性に鑑み、各都道府県において、地域の实情に応じて必要な職員の配置や経費等を柔軟に行う（例えばよりニーズの高い地域に重点的に配分する等）ことで、体制の強化に資する趣旨によるものであり、その趣旨を踏まえ支援の強化をお願いしたい。

また、これにより、平成 25 年度における「障害者就業・生活支援センター事業費」の基準額については、必置職員である生活支援担当者（常勤）を配置するための経費を計上して、5,293 千円を予定しているところである。別途、交付要綱でお示しすることとしているが、基準額と同等水準の額が確保されることが望ましいものと考えている。

（関連資料 1 2（87 頁））

(7) 基金事業で実施されていた就労系事業の継続実施について

平成 24 年度まで「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業」で実施されていた就労系事業の一部については、地域生活支援事業で実施することとしている。

詳細については、別途、地域生活支援事業の要綱等でお示しすることとなるが、一般就労の促進や就労定着に資するよう、引き続き支援をお願いしたい。（関連資料 1 3（88 頁））

(8) 農業分野との連携について

障害者就労施設等における農業分野の取組は、これまでも障害者の障害程度に応じて作業が可能であること、自然や動植物との触れ合いによる情緒安定が図られること、一般就労に向けた体力・精神面での訓練等の一環となること等から、稲作や畑作（野菜、果樹、花き栽培）、畜産（養鶏、養豚）、農産加工・販売等幅広い分野で取組が行われているところである。

農業との連携を始めるに当たっては、障害者就労施設による施設外就労の取組も有効であると考えられることから、請負契約の締結等にも留意し

つつ、取組を推進されたい。

なお、当該事業については、農業の専門家の派遣等について工賃向上計画の対象としているところであるので、積極的な活用をお願いしたい。

また、昨年 10 月の障害保健福祉関係主管課長会議においてお知らせした、概算要求時の「農村地域力発揮総合対策交付金」については、農林水産省の平成 25 年度予算案において、「都市農村共生・対流総合対策交付金」（新規：1,950 百万円）と「「農」のある暮らしづくり交付金」（新規：550 百万円）として、同内容の予算が計上されている。

内容の詳細については、農林水産省において作成される実施要綱等で別途示されることとなるが、施設外就労として障害者就労施設を受け入れる農業法人等の他、社会福祉法人、NPO 法人等における農地造成、かん水施設、ガラスハウス等施設の整備なども対象となるところである。各都道府県におかれては、農林関係部局との連携を図りながら、管内市町村及び事業所に対して周知を図られたい。

なお、農林水産省においては、今年度内に公募方式による募集が予定されているため、当該交付金の活用を検討されている各地方公共団体や各事業所におかれては、その内容や手続等について、農林水産省の下記の担当部署へ早急に御相談いただきたい。（関連資料 1 4（89 頁））

（農林水産省の担当部署：農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 都市農業室）

難病のある人の福祉サービス活用による就労支援のあり方についての調査・研究

(厚生労働科学研究費)

研究概要：多くの難病が慢性疾患化していることから、就労支援が重要な課題となっている。総合支援法に難病が障害者として明確に位置付けられたことで、今後福祉サービスにおける就労移行支援の利用が増大すると予想される。この研究では既存の労働サービスとしての就労支援の研究成果を踏まえつつ、医療サービスを提供しつつ就労支援を行う上で、①現在の医療・福祉サービスの利用実態、②支援ニーズ、③実際の支援事例、の調査をおこない、難病のある人が地域で社会参加するため効果的な地域連携のあり方と、支援手法を提言することを目的とする。

研究方法（3年間）

★ 調査

1. 福祉サービスを含めた連携・利用実態調査 全国難病相談・支援センター対象
2. 就労支援ニーズ調査 当事者（求職、休職、就職者）対象
3. 当事者のライフサイクル調査 当事者対象（100名）

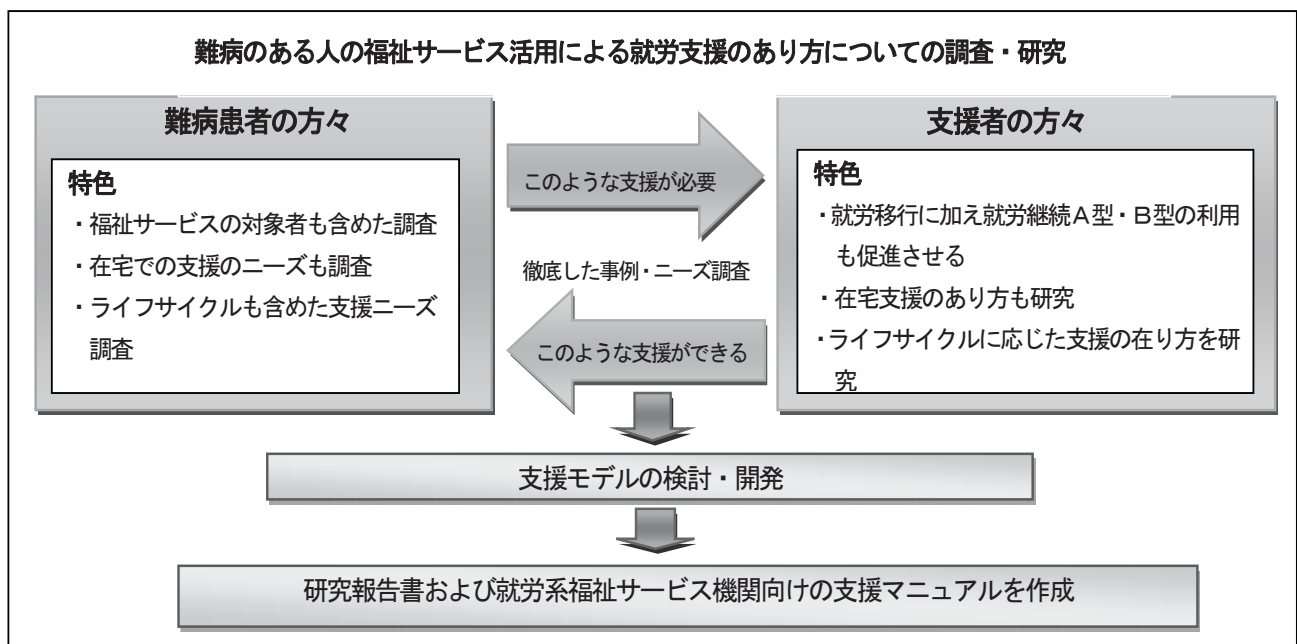
★ 事例収集

①就労系福祉サービス機関（就労移行、就労継続A、B）、②就労支援機関（職業センター、ナカポツセンター）、③難病相談・支援センター、④医療・保健機関における支援事例の収集

★ 支援モデルの検討・開発

★ 成果物

調査および事例収集によって得られた知見をもとに、支援モデルを検討し、研究報告書および就労系福祉サービス機関（就労移行・A型・B型）向けの支援マニュアルを作成



研究組織（案）

・研究代表者（研究統括） 国立障害者リハビリテーションセンター（国リハ） 自立支援局長 中村 耕三

・研究分担者

国リハ学院長 中島八十一：

国リハ病院臨床研究開発部長 深津玲子（研究協力者として日本難病・疾病団体協議会 伊藤たてお理事）

国立精神・神経医療研究センター病院長 糸山泰人 医療機関における就労支援事例のまとめ、研究全体の医学的助言

障害者職業総合センター研究所 就労支援機関における事例のまとめ、これまでの研究成果を踏まえた研究全体への助言

就労移行支援事業所において想定される助言・援助業務の対象例

(就労移行支援事業所の課題等)

- 精神障害者、発達障害者等の利用者を新たに受け入れる際のアセスメントや支援方法に迷っている。また、現在利用している精神障害者、発達障害者等の利用者のより良いアセスメントの方法やプログラム作りなどの支援方法を検討したい。
- 就労移行支援事業所において就労支援を行うようになってまだ経験が浅く、就労実績が思うように向上していないため、利用者の就労にかかるとアセスメントや、ハローワーク、就業・生活支援センター等の就労支援機関との連携の在り方など、利用者を就職させるために必要な就労支援の基礎的知識・技能等を習得したい。
- 就労支援員が施設外支援や利用者との就職活動の一環で企業に対する支援を行う必要があり、より実践的な支援方法を習得する必要があるため、ジョブコーチ支援等での支援場面など実際の支援場面を見ながら、具体的な企業への支援方法や、企業内での利用者の支援方法等についてのスキルや経験を得たい。

地域障害者職業センターの連絡先は下記アドレスを参照

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>

一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の報酬の適正化の状況（平成24年10月）

	利用者数(人)	事業所数(箇所)
適用なし	25,491 (97.7%)	2,456 (95.7%)
適用あり	597 (2.3%)	110 (4.3%)
全体	26,088 (100.0%)	2,566 (100.0%)

(%)は全体数に対する割合

【出典】国保連データ(平成24年10月分)

＜「適用あり」の内訳＞

	利用者数(人)	事業所数(箇所)
過去3年間の定着者が0 (基本報酬の85/100)	276 (1.1%)	46 (1.8%)
過去4年間の定着者が0 (基本報酬の70/100)	321 (1.2%)	64 (2.5%)
小計	597 (2.3%)	110 (4.3%)

(%)は全体数に対する割合

【出典】国保連データ(平成24年10月分)

就労移行支援事業所の一般就労移行率別事業所割合（平成23年度）

就職移行率	0%	0%超～ 10%未満	10%～ 20%未満	20%～ 30%未満	30%～ 40%未満	40%～ 50%未満	50%以上
北海道	42.2%	7.3%	9.2%	16.5%	9.2%	4.6%	11.0%
青森県	62.5%	3.1%	12.5%	3.1%	6.3%	6.3%	6.3%
岩手県		未提出					
宮城県	38.5%	2.6%	20.5%	10.3%	7.7%	0.0%	20.5%
秋田県	44.4%	0.0%	33.3%	0.0%	11.1%	0.0%	11.1%
山形県	54.5%	0.0%	27.3%	9.1%	0.0%	0.0%	9.1%
福島県	12.5%	12.5%	12.5%	25.0%	25.0%	0.0%	12.5%
茨城県	56.6%	11.3%	18.9%	1.9%	1.9%	0.0%	9.4%
栃木県	42.4%	15.2%	15.2%	15.2%	6.1%	0.0%	6.1%
群馬県	57.9%	0.0%	15.8%	0.0%	10.5%	5.3%	10.5%
埼玉県	32.7%	3.8%	9.6%	23.1%	3.8%	5.8%	21.2%
千葉県	17.6%	5.9%	9.8%	23.5%	9.8%	3.9%	29.4%
東京都	18.0%	10.1%	19.1%	16.9%	14.6%	6.7%	14.6%
神奈川県	17.9%	12.5%	19.6%	17.9%	5.4%	8.9%	17.9%
新潟県	36.4%	10.9%	23.6%	7.3%	9.1%	9.1%	3.6%
富山県	23.5%	0.0%	5.9%	11.8%	11.8%	17.6%	29.4%
石川県	40.0%	6.7%	6.7%	20.0%	0.0%	6.7%	20.0%
福井県	47.2%	11.1%	13.9%	8.3%	13.9%	2.8%	2.8%
山梨県	38.5%	0.0%	30.8%	0.0%	7.7%	0.0%	23.1%
長野県	41.2%	7.8%	17.6%	11.8%	7.8%	3.9%	9.8%
岐阜県	50.0%	8.3%	8.3%	0.0%	16.7%	8.3%	8.3%
静岡県	16.3%	4.7%	23.3%	23.3%	7.0%	9.3%	16.3%
愛知県		未提出					
三重県	10.0%	20.0%	20.0%	20.0%	0.0%	10.0%	20.0%
滋賀県	28.6%	9.5%	14.3%	9.5%	14.3%	9.5%	14.3%
京都府	33.3%	19.0%	9.5%	19.0%	4.8%	0.0%	14.3%
大阪府	35.3%	3.9%	15.7%	11.8%	13.7%	5.9%	13.7%
兵庫県	17.9%	10.3%	10.3%	10.3%	17.9%	7.7%	25.6%
奈良県	62.5%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
和歌山県	33.3%	19.0%	14.3%	19.0%	0.0%	4.8%	9.5%
鳥取県	33.3%	16.7%	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
島根県	30.8%	7.7%	15.4%	23.1%	0.0%	7.7%	15.4%
岡山県	45.8%	4.2%	8.3%	33.3%	8.3%	0.0%	0.0%
広島県	53.3%	3.3%	13.3%	6.7%	3.3%	10.0%	10.0%
山口県	23.8%	4.8%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	4.8%
徳島県	33.3%	0.0%	20.0%	20.0%	13.3%	6.7%	6.7%
香川県	27.3%	9.1%	9.1%	18.2%	9.1%	9.1%	18.2%
愛媛県	50.0%	13.6%	31.8%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%
高知県	26.7%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	6.7%	26.7%
福岡県	30.8%	10.3%	14.1%	16.7%	10.3%	9.0%	9.0%
佐賀県		未提出					
長崎県	52.0%	0.0%	16.0%	16.0%	4.0%	8.0%	4.0%
熊本県	40.6%	12.5%	6.3%	12.5%	9.4%	3.1%	15.6%
大分県	32.1%	7.1%	17.9%	17.9%	7.1%	3.6%	14.3%
宮崎県	27.6%	6.9%	20.7%	17.2%	3.4%	6.9%	17.2%
鹿児島県	42.9%	0.0%	33.3%	9.5%	0.0%	9.5%	4.8%
沖縄県		未提出					

厚生労働省障害福祉課調べ

(%)は各都道府県の平成23年4月1日以前に設立された就労移行支援事業所の全体数に対する割合

短時間利用者が一定割合以上の就労継続支援A型事業所の報酬の適正化の状況(平成24年10月)

	合計	適用なし		適用あり		(基本報酬の90/100)		(基本報酬の75/100)	
		数	(%)	数	(%)	数	(%)	数	(%)
北海道	121	84	(69.4%)	37	(30.6%)	11	(9.1%)	26	(21.5%)
青森県	34	28	(82.4%)	6	(17.6%)	3	(8.8%)	3	(8.8%)
岩手県	28	26	(92.9%)	2	(7.1%)	2	(7.1%)	0	(0.0%)
宮城県	24	24	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
秋田県	7	7	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
山形県	13	13	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
福島県	15	14	(93.3%)	1	(6.7%)	0	(0.0%)	1	(6.7%)
茨城県	11	10	(90.9%)	1	(9.1%)	0	(0.0%)	1	(9.1%)
栃木県	14	14	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
群馬県	5	5	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
埼玉県	16	14	(87.5%)	2	(12.5%)	2	(12.5%)	0	(0.0%)
千葉県	19	17	(89.5%)	2	(10.5%)	0	(0.0%)	2	(10.5%)
東京都	39	31	(79.5%)	8	(20.5%)	4	(10.3%)	4	(10.3%)
神奈川県	30	27	(90.0%)	3	(10.0%)	2	(6.7%)	1	(3.3%)
新潟県	14	9	(64.3%)	5	(35.7%)	5	(35.7%)	0	(0.0%)
富山県	16	14	(87.5%)	2	(12.5%)	0	(0.0%)	2	(12.5%)
石川県	22	21	(95.5%)	1	(4.5%)	1	(4.5%)	0	(0.0%)
福井県	39	39	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
山梨県	8	8	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
長野県	26	25	(96.2%)	1	(3.8%)	1	(3.8%)	0	(0.0%)
岐阜県	41	40	(97.6%)	1	(2.4%)	1	(2.4%)	0	(0.0%)
静岡県	49	48	(98.0%)	1	(2.0%)	1	(2.0%)	0	(0.0%)
愛知県	110	99	(90.0%)	11	(10.0%)	9	(8.2%)	2	(1.8%)
三重県	29	29	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
滋賀県	13	13	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
京都府	25	24	(96.0%)	1	(4.0%)	1	(4.0%)	0	(0.0%)
大阪府	33	29	(87.9%)	4	(12.1%)	1	(3.0%)	3	(9.1%)
兵庫県	40	38	(95.0%)	2	(5.0%)	1	(2.5%)	1	(2.5%)
奈良県	13	12	(92.3%)	1	(7.7%)	0	(0.0%)	1	(7.7%)
和歌山県	27	26	(96.3%)	1	(3.7%)	1	(3.7%)	0	(0.0%)
鳥取県	24	24	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
島根県	18	18	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
岡山県	74	71	(95.9%)	3	(4.1%)	2	(2.7%)	1	(1.4%)
広島県	30	30	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
山口県	8	7	(87.5%)	1	(12.5%)	0	(0.0%)	1	(12.5%)
徳島県	5	4	(80.0%)	1	(20.0%)	1	(20.0%)	0	(0.0%)
香川県	5	5	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
愛媛県	31	31	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
高知県	19	19	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
福岡県	71	63	(88.7%)	8	(11.3%)	5	(7.0%)	3	(4.2%)
佐賀県	12	12	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
長崎県	33	30	(90.9%)	3	(9.1%)	1	(3.0%)	2	(6.1%)
熊本県	87	65	(74.7%)	22	(25.3%)	13	(14.9%)	9	(10.3%)
大分県	21	20	(95.2%)	1	(4.8%)	1	(4.8%)	0	(0.0%)
宮崎県	13	8	(61.5%)	5	(38.5%)	5	(38.5%)	0	(0.0%)
鹿児島県	17	13	(76.5%)	4	(23.5%)	2	(11.8%)	2	(11.8%)
沖縄県	36	36	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
全国	1,385	1,244	(89.8%)	141	(10.2%)	76	(5.5%)	65	(4.7%)

は、該当する事業所が存在する都道府県 (%)は各都道府県の全体数に対する割合 (単位: 箇所)
【出典】国保連データ(平成24年10月分)

○ 工賃倍増5か年計画の対象施設の平均工賃の伸び（対前年度）

（平成22年度）

（平成23年度）

13,079円 → 13,586円（1人あたり 月額）

対象事業所		平均工賃（賃金）	増減率
工賃倍増5か年計画の対象施設（※）の平均工賃 ※ 就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設		（平成18年度） 12,222円 → 13,586円	（平成23年度） <111.2%>
対象	就労継続支援B型事業所	13,742円	
	入所・通所授産施設	12,884円	
	小規模通所授産施設	7,605円	
	就労継続支援A型事業所・福祉工場	71,513円	
対象外	全施設の平均工賃（賃金）	19,315円	

（参考）

- 就労継続支援B型事業所（平成23年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃

対象事業所		平均工賃（賃金）	増減率
就労継続支援B型事業所（平成23年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃		（平成18年度） 12,496円 → 14,947円	（平成23年度） <119.6%>

（関連資料6）

工賃向上計画における就労継続支援B型事業所の目標工賃

都道府県	目標工賃（月額）			目標工賃（時間額）		
	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
北海道	30,610	30,610	30,610	360	360	360
青森県	11,328	12,188	13,092	—	—	—
岩手県	17,300	17,900	18,500	200	210	220
宮城県	16,000	17,500	20,000	—	—	—
秋田県	14,102	14,631	15,160	117	121	126
山形県	11,700	12,500	13,300	180	190	200
福島県	20,000	20,000	20,000	151	151	151
茨城県	11,500	13,000	15,000	—	—	—
栃木県	15,000	17,000	20,000	—	—	—
群馬県	17,000	18,500	20,000	155	168	182
埼玉県	14,500	17,000	20,000	—	—	—
千葉県	14,205	16,102	18,000	186	213	240
東京都	15,400	16,700	18,000	260	275	290
神奈川県	11,380	12,050	12,820	222	234	249
新潟県	(未提出)			(未提出)		
富山県	14,000	16,000	18,000	200	215	230
石川県	15,154	15,754	16,389	206	214	222
福井県	(未提出)			(未提出)		
山梨県	16,000	17,000	18,000	—	—	—
長野県	14,225	15,922	17,808	—	—	—
岐阜県	14,000	17,000	20,000	260	310	370
静岡県	15,000	20,000	30,000	172	198	279
愛知県	14,743	15,890	17,271	179	197	218
三重県	13,300	13,600	13,900	—	—	—
滋賀県	24,500	27,250	30,000	—	—	—
京都府	16,000	18,000	20,000	240	260	280
大阪府	10,366	11,183	12,119	—	—	—
兵庫県	13,000	14,000	15,000	—	—	—
奈良県	16,000	18,000	20,000	—	—	—
和歌山県	18,000	20,000	22,000	—	—	—
鳥取県	(未提出)			(未提出)		
島根県	16,632	17,289	18,024	180	187	195
岡山県	12,000	14,000	16,500	143	161	170
広島県	16,000	17,300	18,700	200	220	240
山口県	16,427	16,968	17,651	205	213	223
徳島県	18,300	19,300	20,000	330	360	390
香川県	14,500	16,500	18,500	—	—	—
愛媛県	14,756	16,007	17,550	218	233	256
高知県	(未提出)			(未提出)		
福岡県	12,400	13,000	13,600	—	—	—
佐賀県	17,000	17,800	18,600	237	252	264
長崎県	14,500	15,000	16,000	160	176	190
熊本県	15,100	16,200	17,300	163	175	186
大分県	14,619	14,899	15,179	184.2	187.8	191.4
宮崎県	15,400	16,500	17,800	193	202	207
鹿児島県	13,650	14,813	16,046	197	213	231
沖縄県	25,000	30,000	35,000	—	—	—

—は、目標値未設定

は、(案)段階の目標値

(単位:円)

(平成25年2月15日時点)

各都道府県における工賃向上計画の概要

(平成24年度から平成26年度に取り組み具体的方策)

基本事業	<p style="text-align: center;">経営力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営コンサルタント、中小企業診断士など専門家の派遣によるコスト削減、技術・経営ノウハウの習得、商品開発や市場開拓、職場環境の改善等 <p style="text-align: center;">職員の人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般市場にも通じる商品開発、販売戦略などをテーマにした研修会の実施 ・ 商品デザイン研修会等の開催 ・ 企業等への周知、協力を依頼するための啓発セミナー等の開催 <p style="text-align: center;">技術向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容に適した専門家（菓子職人、デザイナー、企業OB等）の派遣による専門技術の習得、授産製品の品質向上及び高付加価値化 ・ 新たな分野への取組のため、農業分野の専門家による技術指導等
特別事業	<p style="text-align: center;">共同化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同受発注による生産効率化、販路拡大の取組に対する支援、複数事業所による共同販売の推進 ・ 共同受注システム及び専用ホームページについて、積極的な周知を図り、住民、企業等による活用を促進 ・ 事業所・行政機関・支援機関との連携・ネットワーク化の支援、事業所どうしの連携事業に対する補助事業 ・ 県セルプセンターの機能強化（共同受注、販路拡大、情報収集・提供等） ・ <u>複数事業所と企業等との受発注に関するマッチング体制の整備、複数事業所によるインターネット販売やカタログ作成の促進、複数事業所による製品のブランド化推進</u> 【一部新規】 ・ <u>農作業の受注について、共同受発注センターによる受注可能品目の一元化により、発注する側に利用しやすい仕組みを構築し、生産の推進や販路を拡大</u> 【一部新規】 <p style="text-align: center;">好事例紹介 経営意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工賃向上に関する先進事例を紹介する研修会の開催 ・ 工賃引上げの成功事例（事業所、共同発注等）の作成、公表 ・ 経営意識改革研修、工賃引上げ推進員養成研修及び工賃引上げ推進員の配置、スキルアップ・先進事例研修等

工賃向上計画(24~26年度)

26年度	25年度予算案	24年度
	4.3億円	4億円
<p>3年目の取組として、これまでの取組を精査した上で実施</p>		
<p>①経営力育成・強化 ②技術向上 ③経営コンサルタント派遣による、個別事業所の工賃引き上げの推進 ④事業所職員の人材育成に関する経費</p>		
<p>①経営力育成・強化 ②技術向上 ③経営コンサルタント派遣による、個別事業所の工賃引き上げの推進 ④事業所職員の人材育成に関する経費</p>		
<p>【優先調達推進法案への対応】</p> <p>①共同化推進 ②工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施 ③事業者の経営意識の向上(未着手事業所への説明会) (拡大) 官公需の受発注の円滑化のための共同受注窓口の体制整備</p>		
<p>基本事業(1/2)</p>		
<p>特別事業(10/10)</p>		

工賃倍増5か年計画(19年度~23年度)

23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
5億円	8億円	16億円	15億円	5億円
<p>①コンサルタントによる施設経営支援 ②生産活動への企業の手法への導入のための職員の研修等</p>	<p>①コンサルタントによる施設経営支援 ②生産活動への企業の手法への導入のための職員の研修等</p> <p>行政刷新会議の指摘を受け事業内容を見直し</p>	<p>利用者の一般就労に向けた職業能力向上のための職業指導等を実施</p>	<p>①コンサルタントによる施設経営支援 ②事業所職員職場実習コーナー設置及び受入企業の開拓 ③説明会等の実施による施設職員等の意識改革 ④障害者就労に理解を示す企業のPR</p>	<p>地域の企業グループや労働行政とネットワークを構築し、当該ネットワークが中心となり工賃倍増計画を策定</p>
<p>基本事業(1/2)</p>			<p>特別事業(10/10)</p>	
<p>都道府県への補助(1/2)</p>				

平成25年度の就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメント体制(案)

○ 平成25年度に対応可能な事項について

平成25年度は、障害者就業・生活支援センターによるサービス等利用計画作成に係るアセスメントの体制整備のファーストステップとして、障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が、所在する市町村のみならず、障害者就業・生活支援センターの活動区域である障害保健福祉圏域内においてサービス等利用計画作成に係るアセスメントの対応ができる場合には、当該就労移行支援事業所によりサービス等利用計画作成に係るアセスメントを実施するよう促していただく。

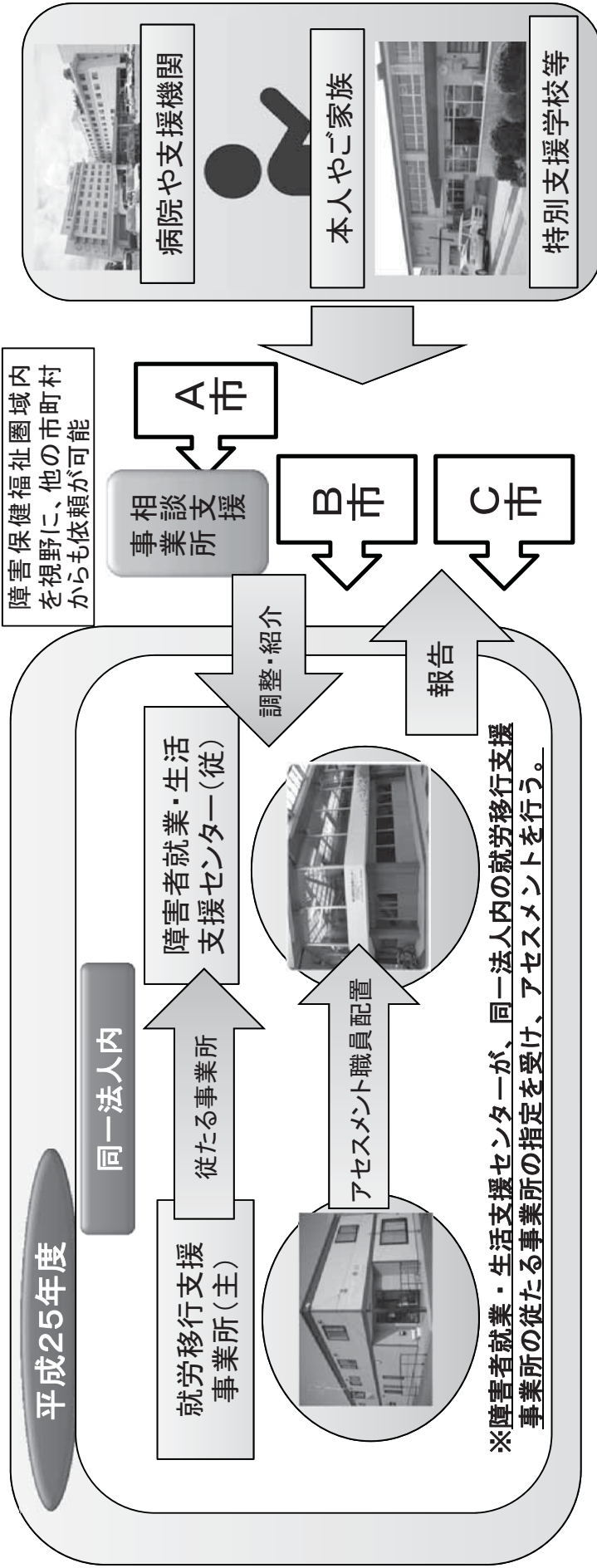
＜具体的手法＞ おって通知及び事務連絡を发出予定。

ア 障害者就業・生活支援センターが同一法人内の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受け、就労移行支援事業所として、当該障害保健福祉圏域内の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行うことが可能な場合には、その対応を図る。(参考1)

イ (ア)の対応が困難な場合、障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が、可能な範囲で障害者就業・生活支援センターの助言を得ながら、当該障害保健福祉圏域内のアセスメントを行うことが可能な場合には、その対応を図る。(参考2)

※ (ア)の対応が可能となった場合には、その時点で移行することが望ましい。

ア 障害者就業・生活支援センターが同一法人内の就労移行支援事業所の 従たる事業所の指定を受けてアセスメントを行う体制



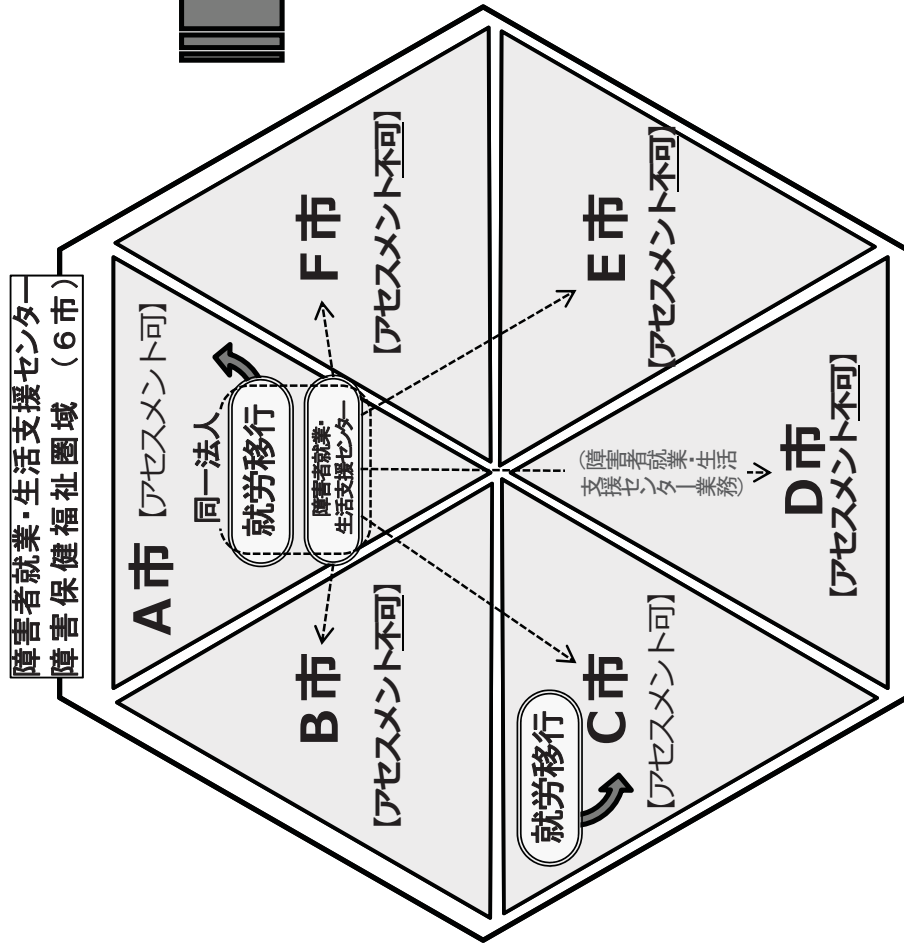
○ 障害者就業・生活支援センターが同一法人内の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受け、就労移行支援事業所として、当該障害保健福祉圏域内の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行う。

※全国の8割近い障害保健福祉圏域をカバーできる可能性があるためアセスメントには有効。

平成25年度の対応方針案の障害保健福祉圏域での活動イメージ

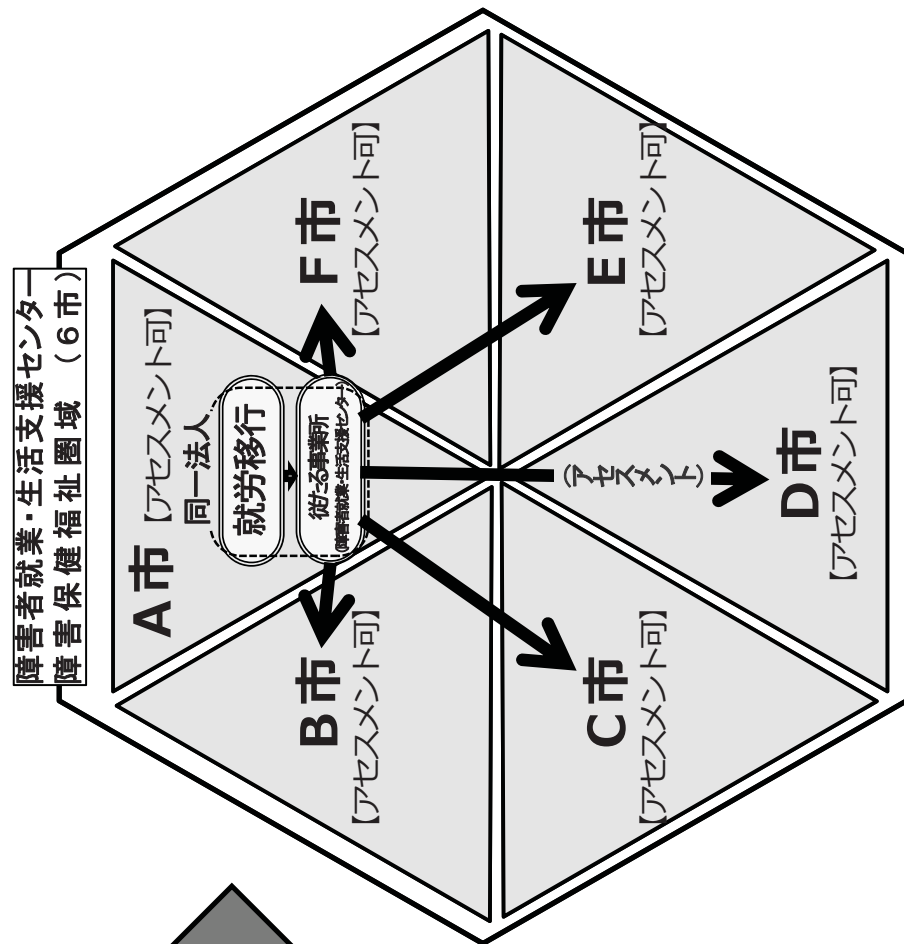
【現 行】

就労移行支援事業所の所在しない
市町村はアセスメントができない

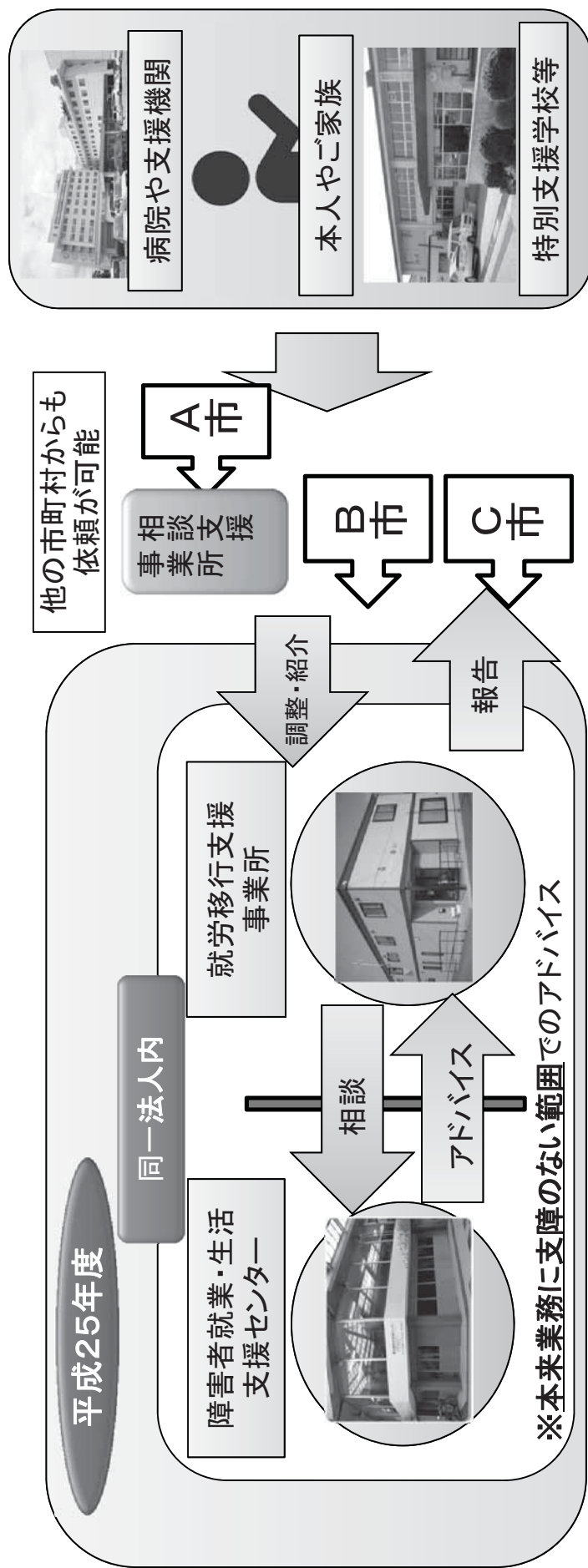


【見直し後】

障害保健福祉圏域内の全ての
市町村でアセスメントが可能に



イ 障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が 障害保健福祉圏域内のアセスメントを行う体制



- 障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が障害者就業・生活支援センターの障害保健福祉圏域内のサービス等利用計画作成に係るアセスメントを行う。また、障害者就業・生活支援センターの助言を可能な範囲で得る。

特別支援学校高等部卒業者等に係る就労継続支援B型の利用の取扱いについて

現行の取扱い(対象者)

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者(平成24年度末までの経過措置)

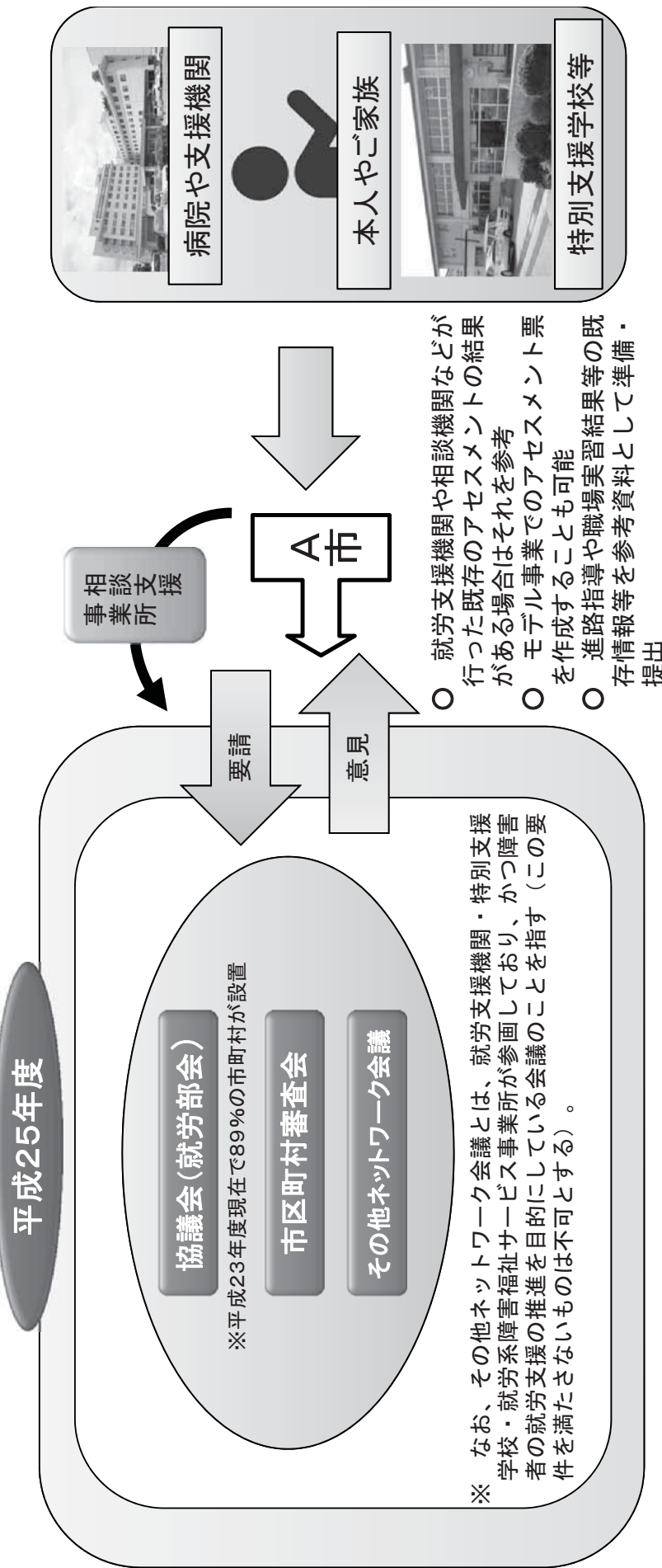


平成25年4月以降の取扱い(案)

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴することにより、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した本事業の利用希望者(平成27年3月末までの経過措置)

※ この経過措置により平成25年4月以降に就労継続支援B型の利用を開始した場合、3年後の支給決定更新時には、就労面のアセスメントを受けるとするので御留意いただきたい。

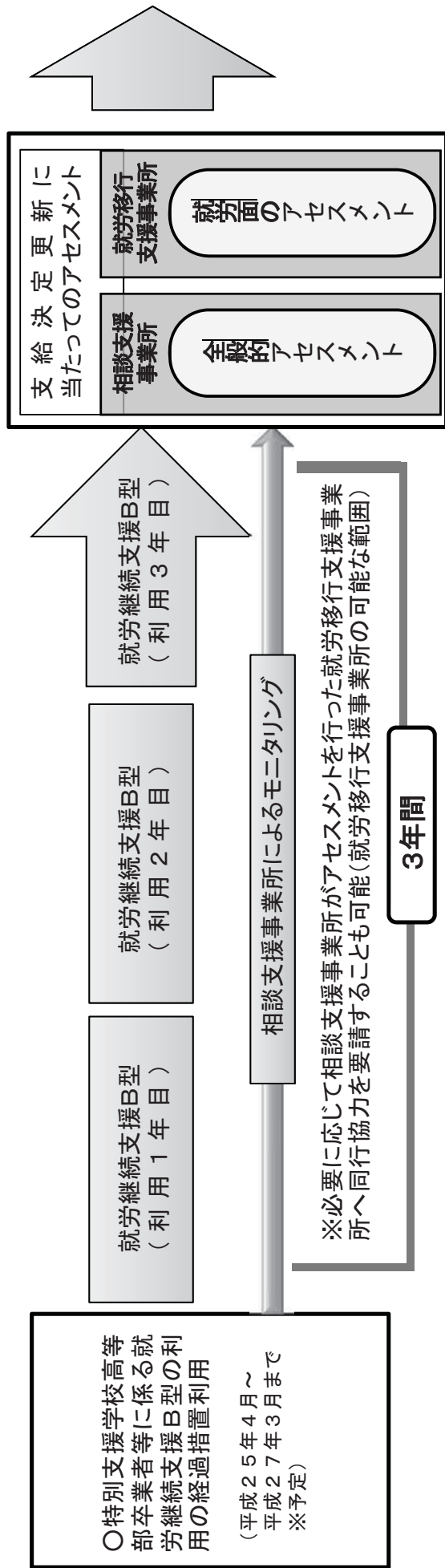
特別支援学校高等部卒業者等に係る就労継続支援B型の利用の経過措置の取扱い (平成25年4月～平成27年3月まで ※予定)



就労移行支援事業所（障害者就業・生活支援センターが同一法人の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受ける場合を含む）でアセスメントができない場合は、市町村が就労継続支援B型の利用を判断する前に、利用希望者の状況を事前調査し、自立支援協議会・市区町村審査会・その他ネットワーク会議（就労支援機関・特別支援学校・就労系障害福祉サービス事業所が参画している障害者の就労支援の推進を目的にしている会議）に意見を要請する。

意見の結果「就労継続支援B型の利用がやむを得ない」ないしは「適当である」ことが確認された者を就労継続支援B型利用可とする方法。

利用開始時にアセスメントを受けられなかった者（経過措置）等の取扱い



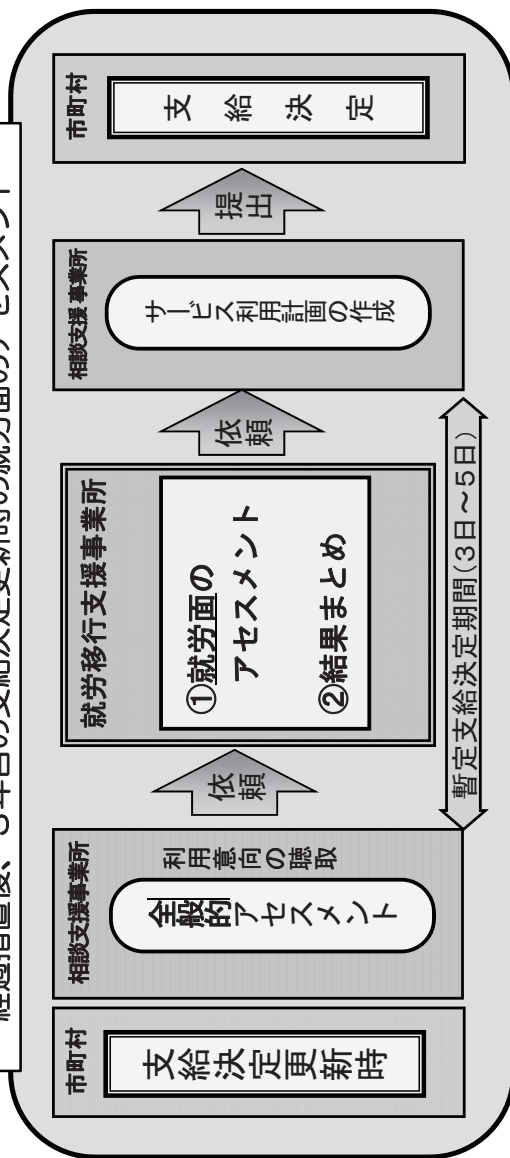
※必要に応じて相談支援事業所がアセスメントを行った就労移行支援事業所の可能な範囲) 所へ同行協力を要請することも可能(就労移行支援事業所の可能な範囲)

3年間

経過措置後、3年目の支給決定更新時の就労面のアセスメント

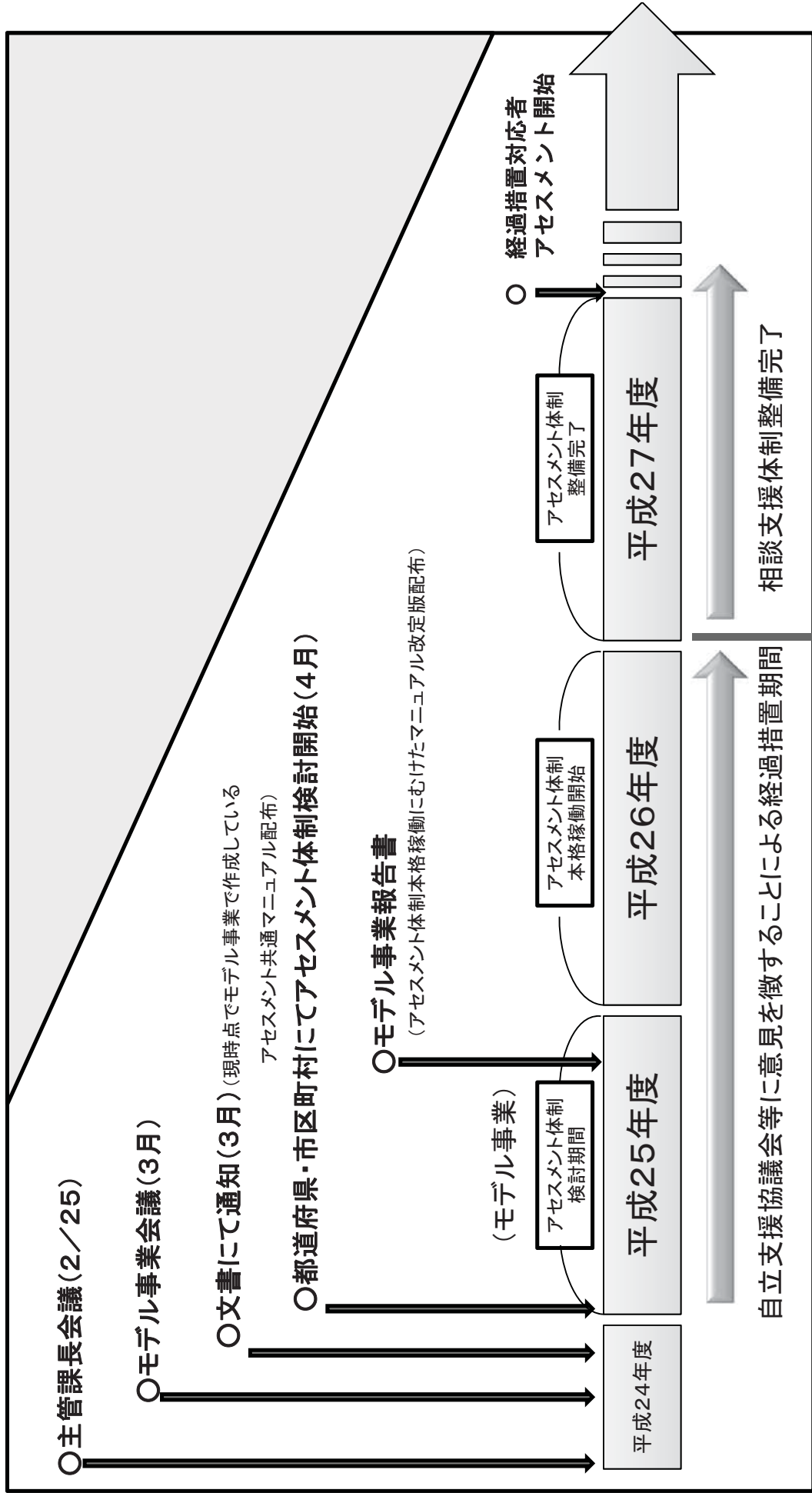
支給決定更新時のアセスメント対象者

- ① 平成25年以降で利用開始時に就労移行によるアセスメントを利用せず就労継続支援B型を利用した者(その他、以下のようなケースで本人が希望・同意した場合)
- ② 相談支援事業者よりアセスメントを勧められた。
- ③ 当初の就労移行によるアセスメントの結果により、3年後にも「就労面」のアセスメントをすべきであると、その時に勧められた。
- ④ その他市区町村が必要と認められた。



※ 事前にアセスメントを行うことが決まっている経過措置利用者については、利用開始時のサービス利用計画作成時にアセスメントも含めた計画を立てておく等、円滑なアセスメントが行えるよう工夫が必要である。

今後の日程 (案)



障害者就業・生活支援センターにおけるモデル事業について

「①就労系サービスの利用に関するアセスメント」及び「②フォローアップ(定着支援)」に係る課題を検討・整理するためモデル事業を実施

モデル事業の1年次・2年次の事業内容

		1年次目 (平成24年度)	2年次目(案) (平成25年度)
アセスメント	アセスメント票案の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ アセスメント票案の作成 ○ 評価案の作成と相談支援事業所との調整・課題抽出・整理 ○ アセスメント結果で一般就労の可能な者の就労支援体制の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アセスメント票案による実証 ○ アセスメント票の改善・質の向上 → <u>アセスメント票の完成</u> ○ <u>アセスメント手法の確立</u> ○ <u>マニュアル作成</u> ○ 全国への普及
	フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要継続的フォローアップ対象者の属性整理・要因分析 ○ 継続的フォローアップに係る支援の試行、課題抽出・整理 ○ 相談支援事業所との役割分担の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>継続的フォローアップを必要とする者への支援体制検討</u> ○ <u>マニュアル作成</u> ○ 全国への普及

モデル事業開始

アセスメント・フォローアップ体制の確立

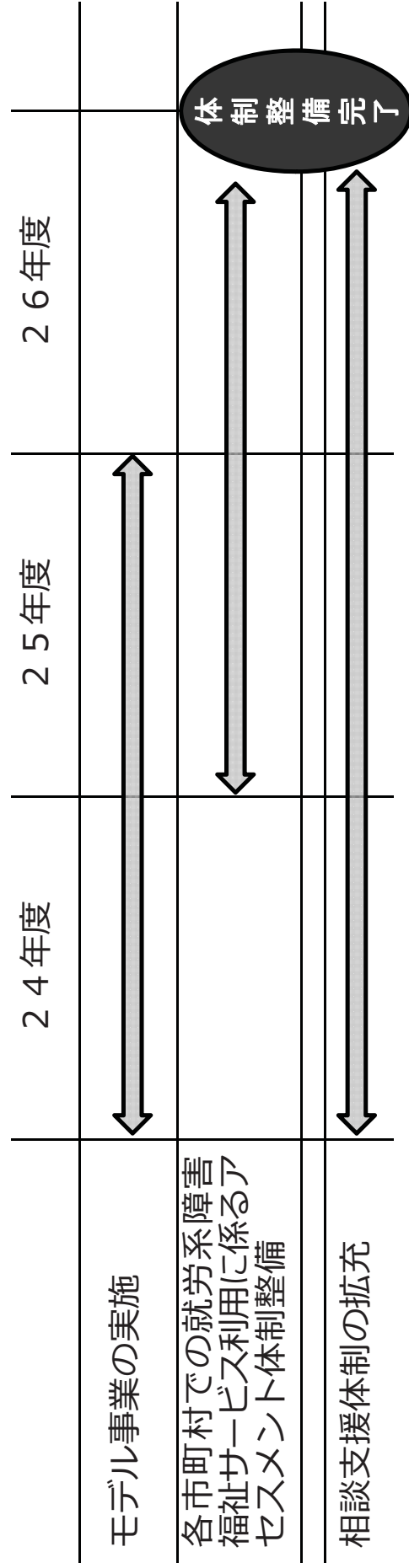
特別支援学校卒業者等に係る就労継続支援B型の利用に係る今後の対応

○ 市町村における就労系サービス利用に係るアセスメント体制の整備

就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを経た上で就労継続支援B型の利用を認めるという基本的な方向性は維持する方針。

今後は、障害者就業・生活支援センターのモデル事業の成果も踏まえ、当該センターによるアセスメントを含めた、就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント体制の整備を各市町村にお願いしている。（平成24年10月22日開催の障害保健福祉関係主管課長会議にて）

具体的には、就労移行支援事業に加え、障害者就業・生活支援センターによるアセスメントも可能となることを前提に、自立支援協議会での議論等も踏まえ、市町村ごとにどの様に体制整備を図るのか、計画等も策定しつつ準備を進めていただくことをお願いしている。



(平成25年度予算案)

平成25年度障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）について

平成24年度

障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）

必置職員を配置するための経費
（生活支援担当者（常勤1名））

その他の経費
（賃金配置職員1名配置等）

平成25年度予算案

障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）

必置職員を配置するための経費
（生活支援担当者（常勤1名））

地域生活支援事業
十

障害者就業・生活支援センター体制強化事業
センターの体制強化を図るため、必置職員を配置するための経費以外の経費を助成（支援体制強化のための非常勤職員の配置等にかかる経費）

地域生活支援
事業へ移行

平成25年度予算案においては、必置職員を配置するための経費以外の経費については、地域の実情に応じて、柔軟に実施できるよう、地域生活支援事業へ移行したところである。
そのため今後は、従来の事業費のみでなく、地域生活支援事業として実施する部分もあるが、センター設置箇所数の増設にも対応可能であり、引き続き必要な就業支援の体制が確保できるようお願いしたい。

(調神資第12)

基金事業で実施されていた就労系事業の継続実施について (案)

平成24年度

基金事業

○**職場実習・職場見学促進事業**
(都道府県、補助率10/10)

※報酬(加算)により評価を行ったため廃止

<職場実習>

<職場見学>

○**障害者一般就労・職場定着促進支援事業**
(都道府県、補助率10/10)

○**離職・再チャレンジ支援助成事業**
(都道府県、補助率10/10)

○**就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業**
(市町村、補助率 国1/2、県1/4、市町村1/4)

○**就労支援ネットワーク強化・充実事業**
(都道府県、補助率 10/10)

平成25年度(案)

地域生活支援事業

都道府県地域生活支援事業 補助率1/2
市町村地域生活支援事業 補助率
(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

「一般就労移行等促進」

- (都道府県、補助率1/2)
- ① 障害者一般就労・定着促進支援
 - ② 職場見学促進
 - ③ 離職・再チャレンジ支援
(※企業で働く障害者の孤立防止支援を含む)

「児童発達センター等機能強化」

(都道府県、指定都市、補助率1/2)

【基本事業】

- ① 多障害対応地域支援
- ・関係機関とのネットワーク構築支援
- ・障害者の就労支援に関する地域の理解・普及・啓発
(研修会等)